

適合評価・認証用秘密保持契約書（開示者用）

（開示者の名称に置換え）（以下「甲」という。）と、独立行政法人情報処理推進機構（以下「乙」という。）とは、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下「本件ラベリング制度」という。）の下で乙が適合評価・認証業務及びこれに付随する業務（以下「本件評価・認証業務」と総称する。）を実施するにあたり、甲が、 年 月 日付で申請受付された【受付番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】に基づき乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が本件評価・認証業務を行うにあたり、甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する甲の秘密情報の取扱を定めることを目的とする。

（甲の秘密情報の定義）

第2条 本契約において甲の秘密情報とは、本件評価・認証業務に関連して甲が乙に直接又は評価機関を通じて開示する甲の技術上又は営業上の情報であって、次に掲げるものをいう。

- 一 甲から乙に提出等される文書、図面、資料その他有体物上に記載等された情報であって、当該有体物上の容易に視認できる場所に秘密である旨及び秘密とすべき情報の範囲の指定とが明示されている場合の上記情報、又は乙が指定する電磁的方法により秘密である旨及び秘密とすべき情報の範囲の指定の明示と共に甲から乙に開示された情報。
 - 二 秘密である旨が告知された上で口頭その他前号以外の方法によって甲から乙に対して開示された情報であって、当該開示後 30 日以内に書面により具体的に特定され、甲と乙の両者合意により秘密である旨が確認されたもの。
- 2 乙は、甲の秘密情報を複製、改変又は編集したものについても、甲の秘密情報として扱うものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する情報は本条による秘密保持義務の対象から除外する。
- 一 甲より開示を受けた時点において既に公知となっているもの。
 - 二 甲より開示を受けた後に乙の故意又は過失によらず公知となったもの。
 - 三 甲よりの開示の前後を問わず、乙が自ら知得し、又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの。
 - 四 甲から書面により開示を承諾されたもの。

（秘密保持義務）

第3条 乙は、甲の秘密情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、複製及び第三者への開示をしてはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 法令の規定に基づき開示の義務が生じた場合であって、法令で定める範囲で法令で定める者に対して開示を行う場合。
 - 二 適合ラベルの信頼性確保の観点から、本件ラベリング制度の下でのサーベイランスの対象となり、適合ラベル付与取消しの是非に係る協議を行うことになった場合に、当該協議を行う上で乙が開示する必要性があると合理的に判断した関係者に対して開示を行う場合。但し、右協議開始の時点で甲が開示不同意の明確な意思を乙に告知した場合を除く。、甲から事前に開示を承諾された場合。
- 3 前項第1号の規定に基づく開示に当たっては、本件認証制度に対する社会的信頼性を維持する観点から、認証機関として乙が為し得る現実的かつ最善の対応措置として、次の各号の措置を講じる。
- 一 開示する内容を事前又は事後に甲に通知すること。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示する情報が甲の秘密情報である旨を、開示先に明示すること。

(甲の秘密情報の使用目的)

第4条 乙は、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、甲の秘密情報を、本件評価・認証業務以外の目的に使用してはならないものとする。

(損害賠償)

第5条 乙が本契約に違反したことにより甲が損害を被った場合、乙は甲に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、且つこれを上限として、賠償する責を負う。これにより、法的原因の如何を問わず、甲に間接的、派生的、偶発的に生じた特別損害及び逸失利益、及び通常予見しえない損害等については、乙は何ら責任を負わないことを確認する。

(本契約書の作成にかかる費用)

第6条 本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

(完全合意)

第7条 本契約は、その締結日現在における甲の秘密情報の秘密保持に関する甲乙間の合意内容のすべてを規定したものであり、その締結日以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項又は一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、その相違する限度において、本契約が優先するものとする。

(契約の変更)

第8条 本契約のいかなる変更も、甲及び乙の権限ある代表者又は代理人が記名押印又は署名した書面又は電子契約による書面によらない限り、効力を有しない。

(権利義務等の譲渡禁止)

第9条 甲及び乙は、各々、事前の書面による相手方当事者の承諾を得ることなくして、本契約に基づく権利若しくは義務又は本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密保持義務期間)

第 10 条 本契約で定める秘密保持義務は、別途甲乙間で別段の取り決めをしない限り、甲の秘密情報を初めて乙に開示した日より発効し、本件評価・認証業務の終了日、同業務の取下げ日、又は同業務の完了に基づき付与された適合ラベルの失効日若しくは付与取消し日、のいずれか最も早く到来した日から 5 年後の応当日の前日の満了をもって終了する。

2 前項の規定において適合ラベルの失効日については、延長手続きにより新たな失効日が設定された場合には新たな失効日と、また、適合ラベルの自主取下げ手続きにより自主取下げの申請がなされた場合には自主取下げ日と、各々読み替える。

(甲の秘密情報の廃棄等)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲の秘密情報を、自己の責任において破棄もしくは消去し、当該秘密情報を認識・使用できない状態にする。

一 その使用目的が終了したとき。

二 第 10 条に基づく秘密保持義務期間が満了したとき。

三 適合ラベルが付与される前に本件業務が終了又は取下げされた場合であって、甲から要求があった場合。

2 前項第 3 号に基づく場合、甲と乙との合意により、当該秘密情報を破棄もしくは消去したことを証明する書面を甲に提出し、または、同項柱書に関わらず廃棄もしくは消去の代わりに当該秘密情報の物理的返却で代用することができる。

3 本条第 1 項にかかわらず、甲の秘密情報の一定期間の保管が法令等により義務付けられている場合は、乙は、該当する秘密情報及び保管期間を書面にて事前に甲に通知したうえで、保有するものとする。当該保管期間が満了したときは、前二項に従う。

(本契約の有効期間等)

第 12 条 本契約の有効期間は、契約締結日より 10 年間とする。但し、右有効期間の満了前に第 10 条に基づく秘密保持義務期間が満了した場合には、秘密保持義務期間の満了をもって本契約は自動的に効力を失う。

2 本契約の有効期間を超えて第 10 条に基づく秘密保持義務期間が継続することとなる場合、甲及び乙の合意のもと、本契約を更新することができる。そのための手続きは別途規定する。

(準拠法)

第 13 条 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる各本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(管轄裁判所)

第 14 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後、電子署名を措置し、各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、電子データ

である本電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

甲 住所
開示者の名称
所属、役職
開示責任者

乙 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕